

地方税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

目次

○地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号） ..... 1

改 正 後	改 正 前
<p>（法第四百九十九条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等）</p> <p>第九條の二 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 法第四百九十九条第一項第四号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。以下この条において「燃費評価実施要領」という。）第四条の五に規定する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九條の四において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）が九十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。</p> <p>三 略</p> <p>9及び10 略</p> <p>11 法第四百九十九条第一項第四号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 令和十二年度燃費基準達成レベルが九十五以上であること及び当該</p>	<p>（法第四百九十九条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等）</p> <p>第九條の二 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 法第四百九十九条第一項第四号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。以下この条において「燃費評価実施要領」という。）第四条の五に規定する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九條の四において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）が八十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。</p> <p>三 略</p> <p>9及び10 略</p> <p>11 法第四百九十九条第一項第四号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上であること及び当該</p>

自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 略

12 略

16 法第百四十九条第一項第五号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが九十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 略

17 及び 18 略

19 法第百四十九条第一項第五号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが九十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 略

20 法第百四十九条第一項第六号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが九十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 略

自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 略

12 略

16 法第百四十九条第一項第五号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 略

17 及び 18 略

19 法第百四十九条第一項第五号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 略

20 法第百四十九条第一項第六号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 略

21及び22 略

23 法第百四十九条第一項第六号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが九十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 略

24～27 略

28 法第百四十九条第一項第六号トに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準（同号ト(1)(i)に規定する平成二十八年軽油重量車基準をいう。第九条の四において同じ。）に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 略

二 燃費評価実施要領第四条の四に規定する令和七年度燃費基準達成・向上達成レベル（第九条の四において「令和七年度燃費基準達成レベル」という。）が百五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

29～33 略

34 法第百四十九条第二項において準用する同条第一項（第四号イ、ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第八項、第十一項及び第十四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす

21及び22 略

23 法第百四十九条第一項第六号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 略

24～27 略

28 法第百四十九条第一項第六号トに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準（同号ト(1)(i)に規定する平成二十八年軽油重量車基準をいう。第九条の四において同じ。）に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 略

二 燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル（第九条の四において「平成二十七年度燃費基準達成レベル」という。）が百十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

29～33 略

34 法第百四十九条第二項において準用する同条第一項（第四号イ、ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第八項、第十一項及び第十四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす

る。

第八項第二号	
	<p>第四条の五に規定する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）が九十以上であること及び</p>
その旨	<p>第三条に規定する十・十五モード燃費値（以下この条において「十・十五モード燃費値」という。）が同告示第三条第一号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率率（以下この条において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百九十四を乗じて得た数値以上であること並びに</p> <p>その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成十八年国土交通省告示第三百五十号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる方法（以下この条において</p>

る。

第八項第二号	
	<p>第四条の五に規定する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）が八十以上であること及び</p>
その旨	<p>第三条に規定する十・十五モード燃費値（以下この条において「十・十五モード燃費値」という。）が同告示第三条第一号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率率（以下この条において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百七十三を乗じて得た数値以上であること並びに</p> <p>その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成十八年国土交通省告示第三百五十号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる方法（以下この条において</p>

35及び36 略	第 十 一 項 第 二 号	令和十二年度燃費基準達成レベルが九十五以上であること及び	略	「JCO八モード法及びWLTCモード法」という。）により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
37 法第百四十九条第三項において準用する同条第一項（第四号イ及びロ、第五号並びに第六号イ及びロに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第八項、第十一項、第十六項、第十九項、第二十項及び第二十三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	その旨	その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	略	

35及び36 略	第 十 一 項 第 二 号	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上であること及び	略	「JCO八モード法及びWLTCモード法」という。）により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
37 法第百四十九条第三項において準用する同条第一項（第四号イ及びロ、第五号並びに第六号イ及びロに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第八項、第十一項、第十六項、第十九項、第二十項及び第二十三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	その旨	その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	略	

号	第十一項第二		第八項第二号
成レベルが九十五以上で	令和十二年度燃費基準達成	その旨	第四条の五に規定する令和十二年度燃費基準達成 ・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）が九十以上であること及び
レレベルが百三十八以上で	令和二年度燃費基準達成	その旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成十八年国土交通省告示第三百五十号）第一条第一項第三号に掲げる方法（以下この条において「WLTTCモード法」という。）により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成・向上達成レベルが百三十八以上であること並びに

号	第十一項第二		第八項第二号
成レベルが八十五以上で	令和十二年度燃費基準達成	その旨	第四条の五に規定する令和十二年度燃費基準達成 ・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）が八十以上であること及び
レレベルが百二十三以上で	令和二年度燃費基準達成	その旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成十八年国土交通省告示第三百五十号）第一条第一項第三号に掲げる方法（以下この条において「WLTTCモード法」という。）により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成・向上達成レベルが百十六以上であること並びに

第二十項第一号	令和十二年度燃費基準達成レベルが九十以上であること及びその旨		令和十二年度燃費基準達成レベルが九十以上であること及びその旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが九十以上であること及びその旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが九十以上であること及びその旨	あること及びその旨	あること並びにその旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

第二十項第一号	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上であること及びその旨		令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上であること及びその旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上であること及びその旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上であること及びその旨	あること及びその旨	あること並びにその旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨



第二十三項第一号	令和十二年度燃費基準達成レベルが九十五以上であること及び	ド法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
	その旨	

38 法第四百九十九条第四項に規定する令和七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第二条第二号に掲げる方法とする。

39 法第四百九十九条第四項に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第二条第一号に掲げる方法とする。

40 法第四百九十九条第四項において準用する同条第一項（第六号トに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第二十八項の規定の適用については、同項第二号中「第四条の四に規定する令和七年度燃費基準達成・向上達成レベル（第九条の四において「令和七年度燃費基準達成レベル」という。）が百五以上であること及び」とあるのは「第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベルが百五以上であること並びに」と、「その旨」とあるのは「その旨及び自動車のエ

第二十三項第一号	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上であること及び	ド法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
	その旨	

エネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第二条第一号に掲げる方法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨」とする。

41| 国土交通大臣の認定等（法附則第十二条の二の十一第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項及び第九条の四第三十一項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。同項において同じ。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対象となつた自動車が新たに受けた国土交通大臣の認定等が自動車登録ファイル（道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイルをいう。同項において同じ。）に記録されてから、当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間においては、当該自動車に対する第八項、第十一項から第十六項まで、第十九項、第二十項及び第二十三項から第二十八項まで（これらの規定を第三十四項、第三十七項及び前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「当該自動車に係る自動車検査証」とあるのは「道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイル」と読み替えるものとする。

（法第五十七条第一項第一号イの乗用車等）

第九条の四 法第五十七条第一項第一号イに規定する乗用車で総務省令

38| 国土交通大臣の認定等（法附則第十二条の二の十一第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項及び第九条の四第三十項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。同項において同じ。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対象となつた自動車が新たに受けた国土交通大臣の認定等が自動車登録ファイル（道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイルをいう。同項において同じ。）に記録されてから、当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間においては、当該自動車に対する第八項、第十一項から第十六項まで、第十九項、第二十項及び第二十三項から第二十八項まで（これらの規定を第三十四項及び前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「当該自動車に係る自動車検査証」とあるのは「道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイル」と読み替えるものとする。

（法第五十七条第一項第一号イの乗用車等）

第九条の四 法第五十七条第一項第一号イに規定する乗用車で総務省令

で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上九十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 略

2 法第五十七条第一項第一号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上九十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 略

3 略

7 法第五十七条第一項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上九十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 略

8 法第五十七条第一項第二号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 略

2 法第五十七条第一項第一号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上八十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 略

3 略

7 法第五十七条第一項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 略

8 法第五十七条第一項第二号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

<p>一 略</p>	<p>二 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上九十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。</p> <p>三 略</p> <p>9 法第五十七條第一項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。</p> <p>一 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上九十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。</p> <p>二 略</p> <p>10 法第五十七條第一項第三号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。</p> <p>一 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上九十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。</p> <p>二 略</p> <p>11 略</p> <p>15 法第五十七條第一項第三号トに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。</p> <p>一 略</p>
<p>一 略</p>	<p>二 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上八十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。</p> <p>三 略</p> <p>9 法第五十七條第一項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。</p> <p>一 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。</p> <p>二 略</p> <p>10 法第五十七條第一項第三号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。</p> <p>一 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上八十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。</p> <p>二 略</p> <p>11 略</p> <p>15 法第五十七條第一項第三号トに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。</p> <p>一 略</p>

二 令和七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満 であること  
と及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされて  
いること。

16 法第五十七條第二項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定める  
ものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略  
二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及  
び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされてい  
ること。

三 略  
17 法第五十七條第二項第一号ロに規定する乗用車で総務省令で定める  
ものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略  
二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であるこ  
と及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされ  
ていること。

三 略  
18 略  
21 法第五十七條第二項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定める  
ものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略  
二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及  
び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされてい

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であるこ  
と及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされ  
ていること。

16 法第五十七條第二項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定める  
ものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略  
二 令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十未満であること及  
び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされてい  
ること。

三 略  
17 法第五十七條第二項第一号ロに規定する乗用車で総務省令で定める  
ものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略  
二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満 であるこ  
と及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされ  
ていること。

三 略  
18 略  
21 法第五十七條第二項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定める  
ものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略  
二 令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十未満であること及  
び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされてい

ること。

三 略

22 法第百五十七条第二項第二号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 略

23 法第百五十七条第二項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 略

24 法第百五十七条第二項第三号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 略

25 及び 26 略

27 法第百五十七条第二項第三号ホに規定する車両総重量が三・五トンを

ること。

三 略

22 法第百五十七条第二項第二号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 略

23 法第百五十七条第二項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 略

24 法第百五十七条第二項第三号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 略

25 及び 26 略

27 法第百五十七条第二項第三号ホに規定する車両総重量が三・五トンを

超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 略

二 令和七年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

28 法第五十七条第四項において準用する同条第一項（第一号イ、ロ及びホに係る部分に限る。）又は第二項（第一号イ、ロ及びニに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第一項、第二項、第五項、第十六項、第十七項及び第十九項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上九十未満であること及び	自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領第三条に規定する十五モード燃費値（以下この条において「十・十五モード燃費値」という。）が同告示第三条第一号に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率（以下この条にお
--------	---------------------------------	--

超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

28 法第五十七条第四項において準用する同条第一項（第一号イ、ロ及びホに係る部分に限る。）又は第二項（第一号イ、ロ及びニに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第一項、第二項、第五項、第十六項、第十七項及び第十九項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び	自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領第三条に規定する十五モード燃費値（以下この条において「十・十五モード燃費値」という。）が同告示第三条第一号に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率（以下この条にお
--------	---------------------------------	--

第二項第二号	略		
		令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上九十五未満であること及び	その旨
		十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百八十四を乗じて得た数値以上であること並びに	て「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百七十三を乗じて得た数値以上であること並びに その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第二号及び第三号に掲げる方法（以下この条において「JCO八モード法及びWLTCモード法」という。）により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

第二項第二号	略		
		令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上八十五未満であること及び	その旨
		十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百七十三を乗じて得た数値以上であること並びに	て「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五十一を乗じて得た数値以上であること並びに その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第二号及び第三号に掲げる方法（以下この条において「JCO八モード法及びWLTCモード法」という。）により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨



第十七項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であること及び	その旨	略	第十六項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十五未満であること及び	その旨	略	その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
								十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百六十二を乗じて得た数値以上であること並びにその旨並びにJCO八モ
第十七項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であること及び	その旨	略	第十六項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十五未満であること及び	その旨	略	その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
								十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百六十二を乗じて得た数値以上であること並びにその旨並びにJCO八モ

第十七項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十五未満であること及び	その旨	略	第十六項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十五未満であること及び	その旨	略	その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
								十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十一を乗じて得た数値以上であること並びにその旨並びにJCO八モ
第十七項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十五未満であること及び	その旨	略	第十六項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十五未満であること及び	その旨	略	その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
								十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十一を乗じて得た数値以上であること並びにその旨並びにJCO八モ

		略	
		ード法及びW L T Cモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	
<p>29 法第百五十七条第五項において準用する同条第一項（第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。）又は第二項（第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第一項、第二項、第七項から第十項まで、第十六項、第十七項及び第二十一項から第二十四項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			
第一項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上九十未満であること及びその旨	令和二年度燃費基準達成レベルが百十六以上であること並びにその旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第三号に掲げる方法（以下この条において「W L T Cモード法」という。）	

		略	
		ード法及びW L T Cモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	
<p>29 法第百五十七条第五項において準用する同条第一項（第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。）又は第二項（第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第一項、第二項、第七項から第十項まで、第十六項、第十七項及び第二十一項から第二十四項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			
第一項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上九十未満であること及びその旨	令和二年度燃費基準達成レベルが百二以上であること並びにその旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第三号に掲げる方法（以下この条において「W L T Cモード法」という。）	

	第二項第二号		第七項第二号		第八項第二号
	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上九十五未満であること及びその旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上九十未満であること及びその旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百二十三以上二百二十三以上であること並びにその旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百十六以上であること並びにその旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上九十五未満であること及びその旨
	令和十二年度燃費基準達成レベルが百二十三以上であること並びにその旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百十六以上であること並びにその旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百二十三以上であること並びにその旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百二十三以上であること並びにその旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上九十五未満であること及びその旨

	第二項第二号		第七項第二号		第八項第二号
	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上八十五未満であること及びその旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十五未満であること及びその旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百十六以上であること並びにその旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百十六以上であること並びにその旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上八十五未満であること及びその旨
	令和十二年度燃費基準達成レベルが百十六以上であること並びにその旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百十六以上であること並びにその旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百十六以上であること並びにその旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百十六以上であること並びにその旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上八十五未満であること及びその旨

第十七項第二	第十六項第二号	第十項第一号	第九項第一号
令和十二年度燃費基準達成	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十五未満であること及びその旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上九十五未満であること及びその旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上九十五未満であること及びその旨
令和十二年度燃費基準達成	令和十二年度燃費基準達成レベルが百二以上であること並びにその旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百二十三以上であること並びにその旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百十六以上であること並びにその旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

第十七項第二	第十六項第二号	第十項第一号	第九項第一号
令和十二年度燃費基準達成	令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十五未満であること及びその旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十以上八十五未満であること及びその旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十五未満であること及びその旨
令和十二年度燃費基準達成	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十七以上であること並びにその旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百十六以上であること並びにその旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが百二以上であること並びにその旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

号	第二十一項第 二号	第二十二項第 二号	第二十三項第 一号
成レベルが七十五以上八十五未満であること及びその旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十五未満であること及びその旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であること及びその旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十五未満であること及びその旨
レベルが百九以上であること並びにその旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	令和二年度燃費基準達成レベルが百二以上であること並びにその旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	令和二年度燃費基準達成レベルが百九以上であること並びにその旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	令和二年度燃費基準達成レベルが百二以上であること並びにその旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

号	第二十一項第 二号	第二十二項第 二号	第二十三項第 一号
成レベルが七十以上八十五未満であること及びその旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十五未満であること及びその旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十五未満であること及びその旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十五未満であること及びその旨
レベルが百二以上であること並びにその旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	令和二年度燃費基準達成レベルが八十七以上であること並びにその旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	令和二年度燃費基準達成レベルが百二以上であること並びにその旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	令和二年度燃費基準達成レベルが八十七以上であること並びにその旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

第二十四項第一号	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であること及びその旨	その旨及びW L T Cモード法により当該自動車のエネルギー消費効率を算定されていない旨
	その旨及びW L T Cモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	令和二年度燃費基準達成レベルが百九以上であること並びにその旨及びW L T Cモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

30

法第百五十七条第六項において準用する同条第一項(第三号トに係る部分に限る。)又は第二項(第三号ホに係る部分に限る。)の規定の適用がある場合における第十五項及び第二十七項の規定の適用については、第十五項第二号中「令和七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び」とあるのは「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル(第二十七項第二号において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。)が百十以上であること並びに」と、「その旨」とあるのは「その旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法(第二十七項第二号において「エネルギー消費効率算定告示」という。)(第二条第一号に掲げる方法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨」と、第二十

第二十四項第一号	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十五未満であること及びその旨	その旨及びW L T Cモード法により当該自動車のエネルギー消費効率を算定されていない旨
	その旨及びW L T Cモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	令和二年度燃費基準達成レベルが百二以上であること並びにその旨及びW L T Cモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

七項第二号中「令和七年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満であること及び」とあるのは「平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上であること並びに」と、「その旨」とあるのは「その旨及びエネルギー消費効率算定告示第二条第一号に掲げる方法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨」とする。

31) 国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対象となつた自動車新たに受けた国土交通大臣の認定等が自動車登録ファイルに記録されてから、当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間においては、当該自動車に対する第一項から第二十七項まで（これらの規定を前三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「当該自動車に係る自動車検査証」とあるのは「道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイル」と読み替えるものとする。

（納期の特例に関する承認の申請書）

第十条の二の二 政令第四十八条の九の十第一項（政令第四十八条の十七において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

二 法第三百二十一条の五の二第二項（法第三百二十八条の五第三項に

30) 国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段により

国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対象となつた自動車新たに受けた国土交通大臣の認定等が自動車登録ファイルに記録されてから、当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間においては、当該自動車に対する第一項から第二十七項まで（これらの規定を前二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「当該自動車に係る自動車検査証」とあるのは「道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイル」と読み替えるものとする。

（納期の特例に関する承認の申請書）

第十条の二の二 政令第四十八条の九の十第一項（政令第四十八条の十七において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

二 法第三百二十一条の五の二第二項（法第三百二十八条の五第三項に

において準用する場合を含む。)の承認を受けようとする同項に規定する事務所等に係る  
給与の支払を受ける者の数(臨時に雇用している者がある場合には、給与の支払を受ける者の数及び臨時に雇用している者の数)

三 略

四 略

(法第四百五十一条第一項第一号の乗用車等)

第十五条の十一 法第四百五十一条第一項第一号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十未満であること  
及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされて  
いること。

三 略

2 略

3 法第四百五十一条第二項第一号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上七十五未満であること

において準用する場合を含む。)の承認を受けようとする同項に規定する事務所等に係る最近における六月間の月別の給与の支払を受ける者の数及び当該給与の金額並びに臨時に雇用している者がある場合には、その者に係るこれらの内訳

三 略

五 略

(法第四百五十一条第一項第一号の乗用車等)

第十五条の十一 法第四百五十一条第一項第一号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること  
及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされて  
いること。

三 略

2 略

3 法第四百五十一条第二項第一号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十未満であること



及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三略

4略

5 法第四百五十一条第四項において準用する同条第一項又は第二項の規定の適用がある場合における前各項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第二号	
令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十未満であること及び	自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領第三条に規定する十・十五モード燃費値（次号及び第二項から第四項までにおいて「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率（次号及び第二項から第四項までにおいて「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百六十二を乗じて得た数

及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三略

4略

5 法第四百五十一条第四項において準用する同条第一項又は第二項の規定の適用がある場合における前各項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第二号	
令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び	自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領第三条に規定する十・十五モード燃費値（次号及び第二項から第四項までにおいて「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率（次号及び第二項から第四項までにおいて「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五十一を乗じて得た数

第三項第二号		略	
その旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上七十五未満であること及び		その旨
その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該軽自動車	十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十一を乗じて得た数値以上であること並びに	略	値以上であること並びにその旨並びに自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第二号及び第三号に掲げる方法（次号及び第二項から第四項までにおいて「JCO八モード法及びWLTCモード法」という。）により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

第三項第二号		略	
その旨	令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十五未満であること及び		その旨
その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該軽自動車	十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること並びに	略	値以上であること並びにその旨並びに自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第二号及び第三号に掲げる方法（次号及び第二項から第四項までにおいて「JCO八モード法及びWLTCモード法」という。）により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

第三項第二号	令和十二年度燃費基準達	第一項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十未満であること及びその旨	略	のエネルギー消費効率が算定されていない旨
		令和十二年度燃費基準達成	令和二年度燃費基準達成レベルが百九以上であること並びにその旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第三号に掲げる方法(第三項第二号において「WLTCモード法」という。) ( )により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨		

6 法第四百五十一条第五項において準用する同条第一項(第一号に係る部分に限る。 )又は第二項(第一号に係る部分に限る。 )の規定の適用がある場合における第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項第二号	令和十二年度燃費基準達	第一項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及びその旨	略	のエネルギー消費効率が算定されていない旨
		令和十二年度燃費基準達成	令和二年度燃費基準達成レベルが百二以上であること並びにその旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第三号に掲げる方法(第三項第二号において「WLTCモード法」という。) ( )により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨		

6 法第四百五十一条第五項において準用する同条第一項(第一号に係る部分に限る。 )又は第二項(第一号に係る部分に限る。 )の規定の適用がある場合における第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

7 略		
	その旨	成レベルが七十以上七十 五未満であること及び
	その旨及びWLTCモー ド法により当該軽自動車 のエネルギー消費効率が 算定されていない旨	レベルが百二 以上であ ること並びに

7 略		
	その旨	成レベルが六十以上七十 未満であること及び
	その旨及びWLTCモー ド法により当該軽自動車 のエネルギー消費効率が 算定されていない旨	レベルが八十七以上であ ること並びに